



## 一、相关新法令、新政策

### ● 关于修改和废止部分行政法规的决定

- 【发布单位】国务院  
【发布文号】国务院令 第 628 号  
【发布日期】2012-11-09  
【实施日期】2013-01-01  
【内容提要】为维护法制统一，国务院修改了 5 件行政法规的部分条款，并废止了 5 件行政法规。其中，较为重要的修改包括：
- 对于“对登记主管机关作出的具体行政行为不服而又不依法申请复议或提起诉讼”的法律后果，《企业名称登记管理规定》第二十八条第二款修改为：“逾期不申请复议，或者复议后拒不执行复议决定，又不起诉的，登记主管机关可以强制更改企业名称，扣缴企业营业执照。”删除了原规定中的“按照规定程序通知其开户银行划拨罚没款”。
  - 对于税务机关在税收征管过程中扣押、查封物品的，根据本次修改后的《中华人民共和国税收征收管理法实施细则》第六十四条、第六十五条和第六十九条，税务机关因“扣押、查封被执行人的物品”所发生的“扣押、查封、保管费用”，不由被执行人承担。

【法令全文】请点击以下网址查看：  
[http://www.gov.cn/zwgk/2012-11/16/content\\_2268184.htm](http://www.gov.cn/zwgk/2012-11/16/content_2268184.htm)

### ● 小企业执行《小企业会计准则》有关问题衔接规定

- 【发布单位】财政部  
【发布文号】财会〔2012〕20 号  
【发布日期】2012-10-29  
【内容提要】该规定对小企业从适用《小企业会计制度》向《小企业会计准则》转换的衔接工作进行了规定，包括总体要求、账目调整、会计报表等方面。
- 【备注】“小企业”是指在中国境内依法设立的、符合《中小企业划型标准规定》所规定的小型企业的企业。

【法令全文】请点击以下网址查看：  
[http://www.gov.cn/zwgk/2012-11/15/content\\_2267027.htm](http://www.gov.cn/zwgk/2012-11/15/content_2267027.htm)

## 一、関連する新法令、新政策

### ● 一部行政法規の改正と廃止に関する決定

- 【発布機関】国务院  
【発布番号】国务院令 第 628 号  
【発布日】2012-11-09  
【施行日】2013-01-01  
【概要】法制の統一を維持するため、国务院は五つの行政法規の一部条項を改正し、且つ五つの行政法規を廃止した。そのうち、やや重要な改正には以下のものがある。
- 「登記主管機関が行った具体的な行政行為を不服とし、法に依拠して不服審査を申請しないまたは訴訟を提起しない」ことの法的効果について、「企業名称登記管理規定」第二十八条第二項を「期日を過ぎても不服審査を申し立てず、または不服審査の後の不服審査決定の執行を拒否し、提訴もしない場合、登記主管機関は、企業名称の変更を強制し、企業の営業許可証を取上げることができる」と改めて、原規定中の「所定の手順に従い、口座開設銀行に罰金・没収金の引落しを通知する」内容を削除した。
  - 税務機関が税収徴収管理を実施する過程で押収し、差し押さえた物品に対しては、今回の改正後の「中華人民共和国税収徴収管理法実施細則」第六十四条、第六十五条、第六十九条に基づき、税務機関が「被申立人の物品の押収、差押」により生じる「押収、差押、保管費用」は、被申立人の負担としない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
[http://www.gov.cn/zwgk/2012-11/16/content\\_2268184.htm](http://www.gov.cn/zwgk/2012-11/16/content_2268184.htm)

### ● 小企業が「小企业会计准则」を実施するにあたっての整合性に関する規定

- 【発布機関】財政部  
【発布番号】财会〔2012〕20 号  
【発布日】2012-10-29  
【概要】本規定は、小企業が「小企业会计制度」から「小企业会计准则」への適用に轉換する上での整合性について規定を行い、これには、全体的な要求、勘定科目の調整、会計諸表などの方面での事項が含まれる。

【備考】「小企業」とは、中国国内で法に依拠して設立した、「中小企業画定基準規定」に定める小型企業基準に適合する企業をいう。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
[http://www.gov.cn/zwgk/2012-11/15/content\\_2267027.htm](http://www.gov.cn/zwgk/2012-11/15/content_2267027.htm)

● [关于实施入境货物通关单无纸化试点的通知\(上海\)](#)

【发布单位】上海出入境检验检疫局  
 【发布日期】2012-11-02  
 【内容提要】根据该通知：自2012年11月12日起，对上海口岸入境货物实施通关单无纸化试点。

- 试点后，对企业申报的法定检验进口商品，海关凭检验检疫部门发送的入境货物通关单电子数据为企业办理进口通关手续。除应急等特殊情况外，检验检疫部门不再签发纸质通关单，海关不再收取纸质通关单。
- 入境货物通关单无纸化试点范围为所有进口法检商品（进口“三废”和海关特殊监管区域货物除外）。

【法令全文】请点击以下网址查看：  
<http://www.shciq.gov.cn/templates/detail.jsp?id=61100>

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、相关新信息

● [十八大报告摘要、重大项目要进行社会风险评估](#)

日前，中国国家主席胡锦涛在中国共产党第十八次全国代表大会上作了重要报告，对过去十年中国社会发展进行了总结，并为中国将来的社会发展指示了方向。部分内容摘录如下：

|   |
|---|
| <b>全面建成小康社会的目标</b>  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 到2020年，实现国内生产总值（GDP）和城乡居民人均收入比2010年翻一番。</li> </ul>   |
| <b>加快转变经济发展方式</b>   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 鼓励、支持、引导非公有制经济发展，保证各种所有制经济依法平等使用生产要素、公平参与市场竞争、同等受到法律保护。</li> <li>▪ 推动战略性新兴产业、先进制造业健康发展，加快传统产业转型升级，推动服务业特别是现代服务业发展壮大，支持小微企业特别是</li> </ul> |

● [輸入貨物通関書類ペーパレス化試行実施に関する通知\(上海\)](#)

【発布機関】上海出入国検査検疫局  
 【発布日】2012-11-02  
 【概要】本通知によると、2012年11月12日から、上海検問所で国境に進入する貨物について通関書類ペーパレス化の試行を実施する。

- 試行後は、企業が申告する法定検査を実施する輸入商品に対して、税関は検査検疫部門が発送する輸入貨物通関書類電子データをもって企業の輸入通関手続きを行う。緊急などの特別な状況を除き、検査検疫部門は爾後紙媒体の通関書類は発行せず、税関は紙媒体の通関書類を受け取らない。
- 輸入貨物通関書類のペーパレス化試行範囲はすべての法定検査を実施する輸入商品である（「三廢（3つの公害源となるもの）」および税関特殊監督管理区域貨物の輸入は除く）。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
<http://www.shciq.gov.cn/templates/detail.jsp?id=61100>

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、関連する新着情報

● [十八回党大会報告の摘要、重大事業の社会リスク評価の実施](#)

先頃、胡锦涛中国国家主席は中国共产党第十八次全国代表大会において重要な報告を行い、過去十年における中国社会発展を総括し、かつ中国の将来の社会発展の方向性を指し示した。一部内容を以下抜粋する。

|   |
|---|
| <b>全面的に小康社会の目標を実現する</b>   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 2020年までに国内総生産（GDP）と都市・農村居住者の一人あたり収入が2010年より倍増することを実現する。</li> </ul>   |
| <b>経済発展方式のモデルチェンジを加速させる</b>   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 非公有制経済発展を奨励し、支持し、誘導し、各種の所有制経済が法に依拠して生産要素を平等に使用し、市場競争に公平に参与し、同じ様に法的保護が受けられるようにする。</li> <li>▪ 戦略的新興産業、先端製造業の健全な発展を推進し、伝統的な産業のモデルチェンジグレードア</li> </ul> |

|  |
|--|
| 科技型小微企业发展。   |
| <b>推进生态文明建设</b>  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 节约集约利用资源，推动资源利用方式根本转变，大幅降低能源、水、土地消耗强度，提高利用效率和效益。</li> <li>▪ 支持节能低碳产业和新能源、可再生能源发展。</li> <li>▪ 加强水源地保护和用水总量管理，严守耕地保护红线，严格土地用途管制。</li> <li>▪ 深化资源性产品价格和税费改革，建立反映市场供求和资源稀缺程度、体现生态价值和代际补偿的资源有偿使用制度和生态补偿制度。</li> <li>▪ 加强环境监管，健全生态环境保护责任追究制度和环境损害赔偿制度。</li> </ul> |

另外，十八大的第四场记者招待会上，环境保护部部长周生贤提出，为防止和解决由环境问题引发的群体性事件，中国将从四个方面采取措施：

|   |  |
|---|--|
| 1 | 加强依法环评。                                      |
| 2 | 公开环境影响评价所涉及的信息，包括各级政府所做的承诺，接受群众监督。           |
| 3 | 扩大群众参与力度。                                    |
| 4 | 建立健全社会风险评价机制，从源头上预防突发事件。凡是重大建设项目，都要进行社会风险评估。 |

(摘自人民网；里兆律师事务所 2012 年 11 月 16 日整理编写)

● 《战略性新兴产业分类目录》公开征求意见

日前，工业和信息化部编制了统计用《战略性新兴产业分类目录》，向社会公开征求意见（截止日期为 2012 年 12 月 15 日），《战略性新兴产业分类目录》共涵盖 7 个门类 680 个品种，列入其中的产品今后将得到有针对性的支持政策。

(摘自工业和信息化部网站；2012 年 11 月 12 日发布)

● 《职务发明条例草案》公开征求意见

国家知识产权局起草了《职务发明条例草案(征求意见稿)》，向社会公开征求意见（截止日期为 2012 年 12 月 03 日）。根据该征求意见稿：

|  |
|--|
| <p>ップを加速させ、サービス業とりわけ現代サービス業の発展を大いに推進し、小型・零細企業とりわけ科学技術型小型・零細企業の発展を支援する。</p>   |
| <b>生態文明建設を推進する</b>   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 資源を節約集約して利用し、資源利用方式の抜本的な改革を推進し、エネルギー・水・土地の消耗を大幅に引き下げ、利用効率および効果を引き上げる。</li> <li>▪ 省エネ低炭素産業および新エネルギー、再生可能エネルギーの発展を支援する。</li> <li>▪ 水源地の保護および用水の全体量の管理を強化し、耕地保護境界線を厳格に守り、土地用途を厳格に監視制限する。</li> <li>▪ 資源消費型製品価格および税金費用改革を推進し、市場の需給および資源不足を反映し、生態価値と世代間補償を体現する資源有償使用制度および生態補償制度を構築する。</li> <li>▪ 環境の監督管理を強化し、生態環境保護責任追及制度および環境損害賠償制度を整備する。</li> </ul> |

なお、十八回党大会の第四場記者レセプションにおいて、環境保護部の周生賢部長は、環境問題によって引き起こす群集性事件を防止し、解決する為に、中国は四つの方向から措置を講じると述べた。

|   |  |
|---|--|
| 1 | 法による環境影響評価の強化。   |
| 2 | 公開の環境影響評価に係る情報には、各級政府が行う承諾が含まれ、群衆の監督を受ける。                            |
| 3 | 群衆の参与の度合いを拡大する。  |
| 4 | 健全な社会リスク評価メカニズムを構築し、源から突発事件の発生を予防する。重大な建設事業はいずれも社会リスク評価を実施しなければならない。 |

(人民ウェブサイトから抜粋し、里兆法律事務所が 2012 年 11 月 16 日に整理作成)

● 「戦略的新興産業分類目録」がパブリックコメントを募集する

先頃、工業および情報化部は統計用「戦略的新興産業分類目録」を纏め上げ、パブリックコメントを募集している(募集締切日は 2012 年 12 月 15 日)。「戦略的新興産業分類目録」には合計 7 分類 680 品目がカバーされ、その中に記載された製品は今後的確な支援政策が受けられる。

(2012 年 11 月 12 日付の工業および情報化部ウェブサイトより抜粋)

● 「職務発明条例草案」がパブリックコメントを募集する

国家知的財産権局は、「職務発明条例草案(意見募集案)」を起草し、パブリックコメントを募集している(募集締切日は 2012 年 12 月 3 日)。本意見募集案によると以下の通りである。

|   |
|---|
| <b>职务发明的范围</b>  |
| <p>(一) 在本职工作中完成的发明；</p> <p>(二) 履行单位在本职工作之外分配的任务所完成的发明；</p> <p>(三) 退休、调离原单位后或者劳动、人事关系终止后一年内作出的，与其在原单位承担的本职工作或者原单位分配的任务有关的发明，但国家对植物新品种另有规定的除外；</p> <p>(四) 主要利用本单位的资金、设备、零部件、原材料或者不对外公开的技术资料等物质技术条件完成的发明，但约定返还资金或者支付使用费，或者仅在完成后利用单位的物质技术条件验证或者测试的除外。</p>   |
| <b>职务发明的权利归属：约定优先</b>   |
| <p>单位与发明人可以就与单位业务有关的发明申请知识产权、作为技术秘密保护或者公开的权利归属进行约定；未约定的，按照以下规定执行：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 单位享有申请知识产权、作为技术秘密保护或者公开的权利；</li> <li>▪ 发明人享有署名权以及获得奖励和报酬的权利。</li> </ul>  |
| <b>职务发明的奖励和报酬</b>   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 单位就职务发明获得知识产权的，应当及时给予发明人奖励。</li> <li>▪ 单位转让、许可他人实施或者自行实施获得知识产权的职务发明的，应当根据该发明取得的经济效益、发明人的贡献程度等及时给予发明人合理的报酬。</li> <li>▪ 对职务发明的奖励和报酬采取“约定优先”原则。无约定也无单位规章制度规定的： <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 以单位在岗职工的月平均工资作为基数来计算奖励的最低金额；</li> <li>➢ 在知识产权有效期内，参照每年实施职务发明的营业利润/销售收入的一定比例等，确定报酬金额。</li> </ul> </li> </ul> |

(摘自国家知识产权局网站；2012年11月12日发布)

|  |
|--|
| <b>職務発明の範囲</b>   |
| <p>(一) 本職務作業中に完成した発明。</p> <p>(二) 組織が本職務作業以外に分配した任務を履行して完成させた発明。</p> <p>(三) もとの組織を退職し、配置転換した後または労働、人事関係が終結してから1年以内に行った、自己のもとの組織でつかさどった本職務作業またはもとの組織が分配した任務に関する発明。ただし、国による植物新種について別段の規定がある場合は除く。</p> <p>(四) 本組織の資金、設備、部品、原材料または外部に公開しない技術資料などの物質技術条件を主に利用して完成させた発明。ただし、資金返還または使用料支払いの約定があり、または単に完成した後で組織の物質技術条件を利用して検証しまたは測定しただけである場合は除く。</p>  |
| <b>職務発明の権利帰属：約定を優先する</b>   |
| <p>組織と発明者は、組織業務に関する発明について、知的財産権の出願、技術秘密として保護しまたは公開する権利の帰属を約定することができ、約定がない場合は、以下の規定に基づき実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 組織が知的財産権の出願、技術秘密として保護しまたは公開することの権利を有する。</li> <li>▪ 発明者は署名権およびインセンティブと報酬を獲得する権利を有する。</li> </ul>  |
| <b>職務発明のインセンティブおよび報酬</b>   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 組織が、職務発明について知的財産権を獲得した場合、遅滞なく発明者にインセンティブを与えるものとする。</li> <li>▪ 組織は、知的財産権を獲得した職務発明を譲渡し、他人に実施を許諾しまたは自己がこれを実施する場合、当該発明により取得する経済効果、発明者の貢献度などに基づき発明者に合理的な報酬を与えるものとする。</li> <li>▪ 職務発明のインセンティブおよび報酬には、「約定を優先する」原則を採用する。約定がなく、組織の規則制度でも定めがない場合、以下の通りとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 組織における在職従業員の月平均給与を基数としてインセンティブの最低金額を計算する。</li> <li>➢ 知的財産権の有効期間中においては、毎年職務発明を実施した営業利益/販売収益の一定比率などを参考にして、報酬金額を確定する。</li> </ul> </li> </ul> |

(2012年11月12日付の国家知的財産権局ウェブサイトより抜粋)

● 《仓储业管理办法》公开征求意见

日前，商务部发布《[仓储业管理办法（征求意见稿）](#)》，向社会公开征求意见（截止日期为2012年12月14日）。该征求意见稿规定：

- 仓储经营企业注册后30日内应向当地商务主管部门办理企业信息备案登记。
- 提供仓储服务的企业，应当对货主的商业信息承担保密义务，保证物品在储存期间的安全，保证物品不灭失、不短少、不损

● 「倉庫保管業管理弁法」がパブリックコメントを募集する

先頃、商务部は「[倉庫保管業管理弁法（意見募集案）](#)」を公表し、パブリックコメントを募集している（募集締切日は2012年12月14日）。本意見募集案では次のように定めている。

- 倉庫保管経営企業は登録後30日以内に現地商務主管部門にて企業情報届出登記手続を行わなければならない。
- 倉庫保管サービスを提供する企業は、荷主の商

坏，保证存储物品的账实相符、信息传输准确。

- 提供仓库租赁服务的企业，应当与承租人约定仓库租赁使用过程中的安全责任。

(摘自商务部网站；2012年11月14日发布)

業情報について秘密保持義務を負い、物品の保管期間中の安全を保証し、物品が滅失せず、不足せず、破損しないよう保証し、保管物品が帳簿と一致し、情報伝送が正確であるよう保証しなければならない。

- 倉庫リースサービスを提供する企業は、借主と倉庫リース使用過程での安全責任を約定しなければならない。

(2012年11月14日付の商務部ウェブサイトより抜粋)